

致各位刚开始从事食品相关经营者

—食品相关营业申报指南—

2018年6月,日本修订了《食品卫生法》,原则上要求所有经营者都要实施符合HACCP标准的卫生管理。

伴随此次修订,对于不属于许可经营范围内的经营者,保健所也要掌握其所在,并进行必要的指导,因此设立了营业申报制度。申报经营行业需向主管保健所进行申报。

除许可经营行业及无需执照/申报的行业以外,所有经营均需申报。开始经营前,需向经营场所所在地的主管保健所进行申报。

此宣传册就营业申报文件的记载方法等要点进行了说明,以方便大家理解。关于详细内容,请就近咨询保健所。

营业申报的手续

提交申报文件

- 1 营业申报书 1份(如需副本,则2份)
- 2 证明食品卫生负责人资格的证明(食品卫生负责人手册等)

(如果是法人)

会通过营业申报书上记载的法人编号确认其法人的存立。因此,如未在营业申报书上记载法人编号,则请附上**登记事项证明书**。

另外,营业申报也可通过厚生劳动省的系统线上提交。

食品卫生系统：<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

(建议使用电脑访问。使用智能手机时,请将手机用显示切换为桌面用显示,以便查看电脑页面。)



申报手续的注意事项

- 申报**无需**手续费。
- 办理手续后**不会**颁发申报完成证明等。需申报证明副本时,会发放加盖收讫章的营业申报书,请准备**2份**营业申报书(提交用、副本)提交到窗口。
- 进行许可经营的经营者同时进行申报经营时,除**申请营业执照外,还要进行营业申报**。
例:除在咖啡馆提供餐食外,还对采购到的带包装豆腐(需要冷藏品)进行销售。
⇒除餐饮店营业执照外,还需就豆腐的商品销售进行申报。
- 相同设施内从事多项需要申报的经营活动时,需要就**代表性行业进行申报**。
例:在蔬菜水果经销店里,除蔬菜、水果外,还销售包装好的便当、肉食等。
⇒需要就代表性行业(此种情况下为蔬菜水果销售业)进行申报

申报之後还需要做什麼?

- 不同于营业执照,无需办理更新手续,但申报事项发生变更时需要进行**变更申报**(记载方法参照p.4),停业时需要进行**停业申报**。
- 经营过程中**必须遵守**卫生管理标准。

营业申报的记载方法

例1:个人在固定店铺内销售蔬菜等时

(表)

【許可・届出共通】		令和3年 10月 1日 届出番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。
東京都〇〇保健所長 殿		
営業許可申請書・営業届 (新規、継続)		
食衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。		
※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄）		
申請者・届出者情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX番号： 電子メールアドレス： 申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地 東京都〇〇市〇〇町1丁目1番1号 (ふりがな) とうきょう たろう (生年月日) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名簿及び代表者の氏名 東京 太郎 昭和55年 5月 5日生	
営業施設情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX番号： 電子メールアドレス： 施設の所在地 東京都〇〇市〇〇町2丁目3番4号 (ふりがな) せいかたろう たましてん 施設の名称、屋号又は商号 青果太郎 多摩支店 (ふりがな) とうきょう たろう 資格の種類 食管・食監・製・栄・船舶・と畜・食鳥 食品衛生責任者の氏名 ※安全確認済が使用された器具又は容器包装を製造する業者を除く。 受講した講習会 (都道府県知事の講習会 矯正と認める場合を含む。) 東京 太郎 講習会名称東京都 令和3年 5月 31日 主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自由記載 野菜 果実、弁当、牛乳、豆腐など 自動販売機の型番 業態	
業種に応じた情報	HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、適合型そうざい製菓業、適合型冷凍食品製菓業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 業種に 指定成分等含有食品を取り扱う施設 <input type="checkbox"/> 輸出食品取扱施設 <input type="checkbox"/> ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	
営業届出	営業の形態 備考 1 野菜果物販売業 2 3	
担当者	(ふりがな) 担当者氏名 電話番号	

在新規(新项目)上画○。

在第57条第1項(第57条第1項)上画○。

营业申报信息会作为国家开放信息公开。如未勾选,个人姓名、地址等也将被公开。

记载申报人的电话号码、地址、姓名、出生年月日等。

记载营业设施的电话号码、地址、名称等。

记载食品卫生负责人的姓名、资格种类(参照下图)。

记载营业设施主要经营的食品等。
其他经营食品等的信息记载到“自由记载”栏。

记载代表性行业。

记载申报手续负责人的姓名、电话号码。(若与上述申报人为同一人,则不需要)

【食品卫生负责人的资格】

资格种类的简称如下所示,请在符合项上画○。

食管：食品卫生管理人员 食監：食品卫生监视员 調：厨师 製：制果卫生师 栄：营养师
船舶：船舶厨师 と畜：卫生管理负责人《屠宰场法》 食鳥：食用禽类处理卫生管理人员

已参加食品卫生负责人养成讲习会者请在「都道府県知事の講習会」上画○,记载所参加的讲习会的名称(都道府县名等)及参加日期。

另外,从事器具、容器包装的制造业时,无需记载食品卫生负责人。

营业申报的记载方法

例2：法人在汽车上销售采购到的便当(包装品)等时

(表)

【許可・届出共通】		令和3年 10月 1日 整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。	
東京都〇〇保健所長 殿			
営業許可申請書・営業届 (新規、継続)			
食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄切)			
郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：	
電子メールアドレス：	法人番号：0000000000000		
申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地 東京都〇〇市〇〇町1丁目1番1号			
(ふりがな) たまべんとうはんばい	とうきょうたらう	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 株式会社多摩弁当販売 代表取締役 東京太郎			
郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：	
電子メールアドレス：			
施設の所在地 〇〇市〇〇町△△センタービル周辺			
(ふりがな) たまべんとう			
施設の名称、屋号又は商号 多摩弁当			
(ふりがな) しょくひん じろう	資格の種類	食管・食飲・製・栄・粉鮎・と畜・食具	
食品衛生責任者の氏名 ※食器洗浄が使用された器具又は容器包装を洗浄する業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合をきむ。)	
食品 次郎	講習会名称	年	月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	
調理食品		弁当、そうざい	
自動販売機の型番		業態	
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。	
<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理			
<input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報			
指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>	
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>	
営業の形態		備考	
1	弁当販売業	多摩〇〇〇 さ△△-□□□	
2			
3			
(ふりがな) しょくひん じろう	電話番号		
担当者氏名 食品 次郎	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

在新規(新项目)上画○。

在第57条第1項(第57条第1項)上画○。

营业申报信息会作为国家开放信息公开。如未勾选,个人姓名、地址等也将被公开。

记载总公司的电话号码、法人编号(13位)、登记的总公司地址、法人名称、代表者姓名等。未记载法人编号时,要附上登记事项证明书,用于确认法人是否存在。

【在汽车上经营等移动经营时】设施地址要记载主要经营地。(注意)需要向各个经营场所所在地的主管保健所进行申报。

记载食品卫生负责人的姓名、资格种类(参照p.2)

记载营业设施主要经营的食品等。其他经营食品等的信息记载到“自由记载”栏。

记载代表性行业。在汽车上经营时,在备注栏中记载汽车登记编号。

记载申报手续负责人的姓名、电话号码。(若与上述申报人为同一人,则不需要)

变更申请的记载方法

例:变更法人代表者、食品卫生负责人时 (表)

【許可・届出共通】

令和3年 12月 1日
整理番号:
※申請者、届出者による記載は不要です。

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

東京都〇〇保健所長 殿

営業許可申請書・(営業届) (変更)

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄□）

郵便番号: 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号:
電子メールアドレス:	法人番号: 00000000000000	
申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地	東京都〇〇市〇〇町1丁目1番1号	
(ふりがな) たまべんとうはんばい	しよくかん(しろう)	(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	株式会社多摩弁当販売 代表取締役 食品 四郎	
郵便番号: 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号:
電子メールアドレス:	施設の所在地	
施設の所在地	〇〇市〇〇町△△センタービル周辺	
(ふりがな) たまべんとう	施設の名称、屋号又は商号	
(ふりがな) どうきょう さぶろう	資格の種類	食管・食飲・調・製・発・船舶・土畜・食鳥
食品衛生責任者の氏名 ※当該施設が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	交際した講習会	(通達行先和事務の講習会) 画○と認めらるる場合を含む。
東京 三郎	講習会名称	東京都 令和3年 5月 31日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	戸籍記載	
自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製法業、複合型冷凍食品製法業の場合は、新規の場合を含む。	
	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態	備考
	1 弁当販売業	
	2	
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号

下列項目发生变更时，请务必提交变更申请。关于其他項目，可在变更需提交变更申请的項目时一并进行变更。

〈需要提交变更申请的項目〉

【申报人信息】

(个人) 姓名、地址
(法人) 法人的名称、地址、代表者的姓名

【营业设施信息】

营业设施的名称、店号或商号
食品卫生负责人的姓名
主要经营的食品、添加物、器具及容器包装的相关信息
(在汽车上经营时)
汽车登记编号

【营业申报】

销售形式

- 记载申报人信息、营业设施信息、销售形式等，用于查找所申报的经营内容。
- 对于发生变更的項目，画○圈住項目名称。
- 提交变更申请时，要附上能明确变更事项的相关文件(参考本页下方)，自变更之日起10日内提交变更申请。

(参考) 根据变更内容，需要下列文件。

变更内容		所需文件
(个人)	因结婚、离婚等改姓	户籍抄本
	经营者地址(住址)变更	无
(法人)	法人名称(商号)变更 总公司地址变更	要通过法人编号进行确认，所以请记载法人编号。未记载法人编号时，请附上登记事项证明书。
	代表者姓名变更	登记事项证明书
食品卫生负责人变更		证明食品卫生负责人资格的证明(食品卫生负责人手册等)
汽车登记编号变更		汽车检查证等明确新编号的材料
营业场所的名称、商号、其他項目变更		无